施策19 衛生的な環境の確保につとめます

現状と課題

現　状

・世界各地で鳥インフルエンザが流行しており、ヒトへの感染例も確認されているため、新型インフルエンザの出現が危惧され、発生した感染症が国内へ侵入する恐れもあります。また、私たちの身のまわりには、健康で安心・安全な暮らしを脅かすさまざまな健康危機が潜んでいます。

・平成25年の結核り患率（人口10万人当たりの新登録患者数）は26.5となっており、政令指定都市の中で2番目に高くなっています。

・八事斎場1か所で市民の火葬需要に対応していますが、高齢者人口の増加により火葬件数が増加しています。

・近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合は、平成25年度で36.1%となっており、減少傾向にあるものの、依然として多くの市民が迷惑を感じています。

課　題

・本市は、人口が集中する大都市であるとともに、交通の要衝として不特定多数の人が行き交う都市であることから、新型インフルエンザなどが発生した場合、爆発的に感染が拡大する可能性があり、新型インフルエンザなどの発生に備えて、感染の拡大を抑え、健康被害や社会経済への影響を最小限にとどめるための体制の確立が急務となっており、また結核をはじめとした感染症へも対策をすすめることが求められます。

・健康危機への対応は、速やかな原因究明が不可欠であり、そのための試験検査や調査研究を実施している衛生研究所の機能強化が必要となっています。

・八事斎場の火葬能力が限界に達すると見込まれています。また、大規模災害など不測の事態に対する備えも必要です。

・犬猫と快適に共生できるよう、飼主への意識啓発や地域におけるのら猫の適正な管理が必要です。

●結核り患率（人口10万人当たりの新登録患者数）の推移

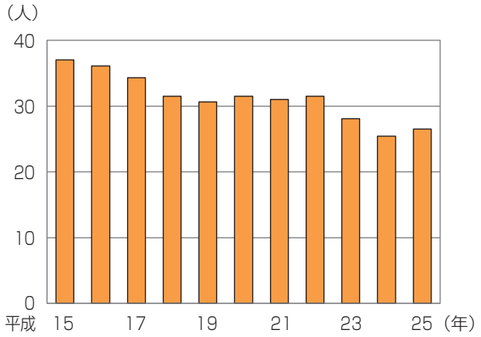

出典：名古屋市作成

●3類感染症の患者数

（人）

	平成23年	平成24年	平成25年
コレラ	1	0	0
細菌性赤痢	3	5	9
腸管出血性大腸菌感染症	43	38	51
腸チフス	0	1	1
パラチフス	1	0	1

出典：名古屋市作成

めざす姿 感染症から市民が守られ、衛生的な暮らしが営まれている

施策の展開

1 感染症対策の充実

今後予想される病原性の高い新型インフルエンザなどの発生時に備えるため、本市の対応を示す「新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、重症患者数の増加に対応可能な医療体制の確保、必要な医薬品、その他物資の備蓄や市民への正確な情報提供をすすめます。また、増加する健康危機への対応力を強化し、市民の健康な暮らしを守るため、衛生研究所の移転改築を検討します。

結核などの感染症予防に関しては、きめ細かな広報を行うなど意識の向上をはかり、発生予防につとめるとともに、発生時には迅速かつ適切な対応により、まん延防止につとめます。

2 火葬体制の充実

高齢化の進行にともなう火葬需要の増加や大規模災害などへの対応のため、周辺環境への配慮をはかりながら、新斎場の整備をすすめるとともに、老朽化した八事斎場の再整備を検討します。

3 犬猫による迷惑防止対策の推進

犬猫による迷惑防止のため、飼主への啓発を強化し、犬猫の販売業者（ペットショップ）に対して適正飼養の説明を徹底するよう指導します。また、地域住民とボランティアとの協働によるのら猫の適正な管理を推進します。

成果指標

	指　標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	感染症から市民生活が守られていると感じる市民の割合	59.9%（25年度）	75%	75%以上
2	結核り患率（人口10万人当たりの新登録患者数）	26.5（25年）	24（30年）	24以下（40年）
3	近隣の犬猫について迷惑を感じている市民の割合	36.1%（25年度）	30%	25%

関連する個別計画

◆新型インフルエンザ等対策行動計画

施策を推進する事業

1 感染症対策の充実

事業名	事業概要	現況（㉕時点の状況）	計画目標〔㉖～㉚の事業量等〕	所管局
新型インフルエンザ等対策	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策行動計画およびマニュアルなどを整備し、発生時の実施体制を確立するとともに、必要な医療資器材の備蓄、更新を実施	計画策定 医療資器材の備蓄 抗インフルエンザウイルス薬 126,000錠 マスク 60,000枚 防護服 21,764セット など	マニュアルなど整備 備蓄数量の拡充および更新	健康福祉局
衛生研究所の運営	健康危機管理の拠点として、また本市の科学的かつ技術的中核機関として、感染症などの発生防止や、発生時の原因究明に関する調査研究、試験検査や研修指導および公衆衛生情報の収集・解析・提供を実施するとともに、アセットマネジメント推進プランをふまえた移転改築を推進	調査研究、試験検査の実施 移転改築調査	調査研究、試験検査の実施 移転改築設計・着工（生活衛生センターとの統合を含む）	健康福祉局
東部医療センターにおける感染症病床の再整備	第二種感染症指定医療機関※として、新病棟の整備にともない感染症病床（10床）を再整備	新病棟 基本・実施設計	新病棟 工事完了	病院局

第二種感染症指定医療機関：二類感染症（急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1））、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

2 火葬体制の充実

事業名	事業概要	現況（㉕時点の状況）	計画目標〔㉖～㉚の事業量等〕	所管局
斎場の整備	火葬需要の増加に適切に対応するため、新斎場の整備を推進するとともに、老朽化した八事斎場の再整備を検討	第二斎場の整備 八事斎場基礎調査	第二斎場の整備完了・供用 八事斎場再整備計画の策定	健康福祉局

3 犬猫による迷惑防止対策の推進

事業名	事業概要	現況（㉕時点の状況）	計画目標〔㉖～㉚の事業量等〕	所管局
迷惑防止のための適正な飼養・管理の啓発	犬猫の販売業者（ペットショップ）に対して販売時に適正飼養の必要性を説明するよう徹底指導し、保健所窓口などでの飼主への啓発指導の強化および動物愛護推進員による地域での啓発活動の拡充を行うとともに、避妊・去勢手術の補助のあり方を見直し、のら猫を適正に管理するための対策強化を実施	啓発活動の実施 すべての犬猫販売業者への監視指導 年間1回 犬猫の避妊・去勢手術補助の実施 のら猫対策の推進 なごやかキャットサポーター※ 85名の宣言	啓発活動の実施 すべての犬猫販売業者への監視指導 年間1回 犬猫の避妊・去勢手術補助のあり方を見直し、のら猫対策を強化 のら猫対策の推進	健康福祉局

なごやかキャットサポーター：なごやかキャット推進ガイドライン（以下、ガイドライン）に従い、原則としてお住まいの地域で、周囲に迷惑をかけないように、なごやかキャット（このガイドラインに従い、避妊去勢手術を行なった上で、周囲に迷惑をかけないよう適切に飼養管理される一代限りの猫）を適切に飼養管理する人

施策20 安全でおいしい水を安定供給します

現状と課題

現　状

・大正3年の給水開始以来、約100年にわたり水道水の安定した供給につとめ「断水のないなごやの水道」という歴史を築いてきました。

・本市の水道水は、良質な木曽川の水源に恵まれ、おいしい水として高い評価を受けています。

・近年は、生活習慣の変化やボトルウォーターの普及などにより、じゃ口からの水道水を飲む市民の割合が減りつつあります。

課　題

・水量や安定性の確保にとどまらず、水の安全性やおいしさへと高度化・多様化していくおいしい水に対するニーズを的確にとらえ、満足度の向上をはかっていくためには、流域全体の良好な水循環の形成を意識しながら、水源保全に取り組むとともに、良質な水源水質を生かしたおいしい水を確実にじゃ口まで届けることができるよう、さらなる努力をしていく必要があります。

・いつでも安全な水道水を安定して供給できるよう、浄水場や配水管などの老朽化にともなう更新を着実にすすめていく必要があります。

●「名水の要件」

名水の要件とは、安全でおいしい水道水を表す指標として、国の基準などより厳しく設定した、名古屋市独自の水質管理指標です。

性状	項目(単位)	国の基準等	名水の要件	名古屋市平成25年度平均実績
適度にミネラルを含む水	硬度(mg/ℓ)	300以下	10～100	21.4
いやな味を感じない水	有機物(mg/ℓ)	3以下	0.5以下	0.47
にごりがない水	濁度(度)	2以下	0	0
いやなにおいが全くない水	かび臭物質(ng/ℓ)	10以下(ジェオスミン)	0	3
		10以下(2-MIB)		0
安全で塩素臭を不快に感じない水	残留塩素(mg/ℓ)	0.1～1.0	0.1～0.4	0.44

出典：名古屋市作成

●鍋屋上野浄水場緩速ろ過池の更新

鍋屋上野浄水場緩速ろ過池は、大正3年の給水開始当初から約100年にわたり、なごやのおいしい水を作り続けてきました。今後の100年も継続して運用できるよう耐震性の強化を目的に更新を行っています。

めざす姿 いつでも安心しておいしい水を飲むことができる

施策の展開

1 日本一おいしい水の供給をめざす取り組み

水源となる河川の水質の良さを生かした安全でおいしい水を今後も安定して届けるため、品質管理にかかる総合的な取り組みにより、日本一おいしい水をめざして水道水の安全性やおいしさのさらなるレベルアップと信頼性の向上をはかります。また、安全でおいしい水をいつでも届けることができるよう、老朽化した浄水施設や配水施設などの主要な水道施設の整備改良や、老朽配水管の布設替えなどを計画的に実施し、給水の安定性を確保します。

2 水源水質の良さを守る取り組み

良質な水源水質を将来にわたって保全していくため、流域の自治体や市民団体との連携を強化し、水源地域の保全や、流域経済の活性化、自治体間の技術交流などを行います。

成果指標

	指　標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	なごやの水道水がおいしいと感じている市民の割合	78.1%(25年度)	80%	85%
2	配水管内の水道水残留塩素濃度※が0.2～0.5mg/ℓの範囲となる地点の割合	94.6%(25年度)	96%	97%
3	小規模貯水槽水道※の水質や構造に関する指導実績率※	1巡目 75.8%(25年度)	2巡目 63%	新たな指導方法を検討

関連する個別計画

◆みずプラン27　◆第3次水道基幹施設整備事業　◆第3次配水管網整備事業
◆第4次配水維持管理作業計画

残留塩素濃度：水に注入した塩素が、消毒効果を持つ有効塩素として消滅せずに残留している塩素の濃度（安全で塩素臭を不快に感じない残留塩素濃度は、じゃ口では0.1～0.4mg/ℓの範囲であるが、配水管ではじゃ口までの塩素消費量を想定し0.2～0.5mg/ℓの範囲となる）
小規模貯水槽水道：受水槽や高架水槽を経由して給水する設備のうち、受水槽の有効容量が10㎥以下の法的規制を受けないもの
指導実績率：小規模貯水槽水道の水質や構造に関する指導は、平成27年度中に1巡目の指導が完了予定で、平成32年度中に2巡目の指導が完了予定

施策を推進する事業

1 日本一おいしい水の供給をめざす取り組み

事業名	事業概要	現況（㉕時点の状況）	計画目標〔㉖～㉚の事業量等〕	所管局
配水施設の適正管理	安全でおいしい水の安定供給のため、配水池の清掃や補修、送・配水幹線の内面清掃および配水管内のクリーニングを実施	配水池の清掃 1池 送・配水幹線の内面清掃 9km 配水管内クリーニング 12km	配水池の清掃 〔6池〕 送・配水幹線の内面清掃 〔13km〕 配水管内クリーニング 〔150km〕	上下水道局
貯水槽水道の適正管理に向けた点検・指導	貯水槽水道の利用者が安全でおいしい水を飲めるように、法的規制を受けない小規模貯水槽水道の点検・指導を実施するとともに改善状況を確認	点検・指導件数 4,674件 改善状況の確認 1,238件	点検・指導の完了 点検・指導の2巡目の実施	上下水道局
残留塩素濃度の適正化・均一化	よりおいしい水を利用できるように、浄水場からじゃ口までの流達時間の短縮などにより、残留塩素濃度の適正化・均一化を推進	実施	実施	上下水道局
直結給水の普及促進	中高層集合住宅に居住している利用者に対して、受水槽を経由することなく配水管から直接新鮮な水を供給する直結給水の普及促進につとめるとともに、直結化されている市立小学校の校庭水飲み場を対象に、じゃ口ハンドルを親しみがわくデザインに変更し、新鮮でおいしい水であることをPR	PRの実施 利用者を対象に切替後の案内の配布 じゃ口ハンドルの取替えおよびステッカーの貼付	PRの実施 利用者を対象に切替後の案内の配布 じゃ口ハンドルの取替えおよびステッカーの貼付完了	上下水道局

2 水源水質の良さを守る取り組み

事業名	事業概要	現況（㉕時点の状況）	計画目標〔㉖～㉚の事業量等〕	所管局
流域連携	木曽三川流域の自治体と連携を深め、水環境の保全をはかるため、水源地を訪れ保全活動などを行う「木曽川さんありがとう」や流域自治体の首長などが意見交換を行う「流域自治体シンポジウム」などの流域連携事業を実施	実施	実施	上下水道局

施策21 消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

現状と課題

現　状

・近年、消費生活相談件数は、14,000件から17,000件台の間で推移しています。高齢者では悪質な訪問販売による家屋の修繕工事や金融商品に関する相談の割合が高く、若者ではインターネットなどのデジタルコンテンツに関する相談の割合が高くなっています。

・卸売市場は生鮮食料品の流通の基幹的な役割を果たしており、安定的な供給につとめています。

・原子力発電所の事故による食品の放射性物質汚染やノロウイルス、O157などによる食中毒が発生するなど、食品の安全・安心に対する消費者の不安が増加しています。

課　題

・被害にあった消費者がすぐに相談できる環境を整えるとともに、複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応することが必要です。

・消費生活について、行政・地域・消費者団体・企業などが一体となって、高齢者・若者への啓発や多様な情報提供を行い、自ら被害を防ぐことができる主体性のある消費者を育成していくことが重要です。

・生鮮食料品をより新鮮に保ち消費者に安全かつ安定的に届けるため、卸売市場において品質管理の一層の高度化をはかる必要があります。

・食の安全・安心の確保に向けて、事業者は自主的な衛生管理につとめ、消費者は主体的に知識と理解を深め、また、本市は事業者への改善指導や消費者への情報提供を行うなど、それぞれの立場からの取り組みをすすめていく必要があります。

●名古屋市消費生活センターへの相談件数の推移

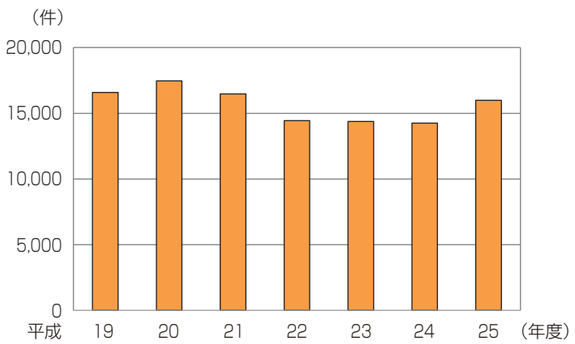

出典：名古屋市作成

●保健所などへの食品に関する苦情件数の推移

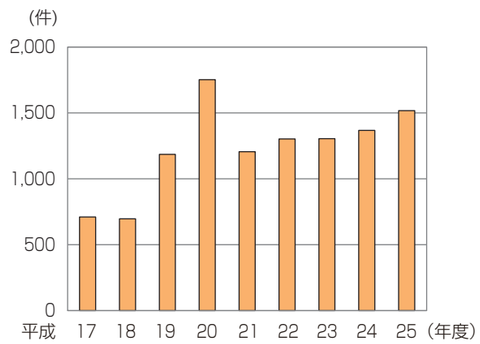

出典：名古屋市作成

めざす姿 消費生活に関するトラブルや心配事がなく、生鮮食料品が安定供給され、食の安全・安心が確保されている

施策の展開

1 消費生活の安定・向上

消費者被害を未然に防ぐための効果的な啓発のほか、消費生活相談窓口の一層の周知を行います。また、相談者へのきめ細かな対応につとめるとともに、複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応するため、相談員の実務能力の向上をはかります。

2 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

安全で新鮮な生鮮食料品の安定的かつ効率的な流通を確保するため、卸売市場におけるコールドチェーン※の確立や商品の衛生管理の徹底による品質管理の高度化など、流通環境の変化に対応した市場機能の強化に取り組みます。

3 食の安全・安心の確保

食の安全・安心を確保するために、市内の食品関係施設の監視指導と食品の検査などを実施します。また、名古屋市食の安全・安心条例に基づき、消費者・事業者・行政の三者の食の安全・安心に関する情報の共有をはかるとともに、食品関係事業者の自主管理の取り組みを推進します。

成果指標

	指　標	現状値	目標値 30年度	目標値 40年度
1	消費生活に関するトラブルを消費生活センターに相談しようと思う人の割合	53.3%（25年度）	59%	64%
2	中央卸売市場卸売場（本場、北部市場）における低温化率	28.4%（25年度）	30%	35%
3	食品衛生自主管理認定制度における認定施設数（累計）	23施設（25 年度）	90施設	190施設

関連する個別計画

◆消費者行政推進プラン　◆食の安全・安心の確保のための行動計画

コールドチェーン：生産から消費に至るまでの流通経路を低温で管理輸送するシステム

施策を推進する事業

1 消費生活の安定・向上

事業名	事業概要	現況（㉕時点の状況）	計画目標〔㉖～㉚の事業量等〕	所管局
消費生活の啓発指導と適正な計量の推進	消費者被害防止のため、消費生活フェアの開催や消費者への啓発、消費者教育モデル校をはじめとする消費者教育を行うとともに、市内事業所において適正な計量等の検査・指導を実施	実施 消費生活フェアの消費者団体参加数 8団体 消費者被害防止のための消費者教育の実施 量目検査の不足率 3.8%	実施 消費生活フェアの消費者団体参加数 年間10団体 消費者教育推進計画に基づく消費者教育の実施 量目検査の不足率 2.0%	市民経済局
消費生活センターの運営	消費者被害を未然に防ぐため、消費生活センターにおいて消費生活に関する相談や苦情のあった商品のテスト、不適正取引にかかる事業者指導、消費者啓発講座の実施・消費者被害未然防止啓発誌の作成・配布等とともに消費生活情報ホームページによる情報提供を実施	実施 相談員のあっせん解決率 86% 事業者指導の実施数 1件 啓発講座の実施数 18回	実施 相談員のあっせん解決率 90% 事業者指導の実施数 年間6件 啓発講座の実施数 年間22回	市民経済局

2 安全・安心な生鮮食料品の安定供給

事業名	事業概要	現況（㉕時点の状況）	計画目標〔㉖～㉚の事業量等〕	所管局
卸売市場の整備（本場、北部市場）	中央卸売市場整備計画に基づき、流通環境の変化や食の安全・安心に対応した整備を行うほか、施設の老朽化に対応した基幹設備の改修を実施	本場の整備 塩干棟の改築工事 基幹設備改修工事 北部市場の整備 基幹設備改修工事	本場の整備 塩干棟の改築工事 基幹設備改修工事 冷凍魚棟取りこわし工事　など 北部市場の整備 基幹設備改修工事 耐震改修工事 整備基本構想の策定　など	市民経済局

3 食の安全・安心の確保

事業名	事業概要	現況（㉕時点の状況）	計画目標〔㉖～㉚の事業量等〕	所管局
食品の監視指導および検査等	市内食品関係施設の監視指導および市内で製造または流通する食品を抜き取り、微生物、添加物、放射性物質などの検査を行うとともに、市民に食の安全・安心についての啓発を実施	監視指導 98,010件 収去検査 90,419項目 講習会の開催 事業者対象 224回 消費者対象 362回	監視指導 年間100,000件 収去検査 年間100,000項目 講習会の開催 事業者対象 年間300回 消費者対象 年間600回	健康福祉局
食の安全・安心確保の推進	消費者・事業者・行政の三者が、食の安全・安心に関する情報の共有をはかるために、「食の安全・安心モニター制度」などの実施のほか、食品関係事業者の自主衛生管理の取り組みを促進するため、食の安全の確保に関するすぐれた取り組みを行っている施設の認定などを実施	食の安全・安心モニター制度の実施 委嘱人数 79名 施設調査件数 426件 自主管理認定制度における施設の認定 認定施設数 累計23施設	食の安全・安心モニター制度の実施 委嘱人数 年間100名 施設調査件数 年間500件 自主管理認定制度における施設の認定 認定施設数 累計90施設	健康福祉局
生産段階における食の安全・安心の確保	生産履歴記帳の推進や講習会などでの農薬の適正使用の啓発、家畜伝染病の発生予防・まん延防止のために畜産農家に対して防疫事業を実施するほか、展示ほの設置など環境保全型農業を推進	実施	実施	緑政土木局

施策21